

消防危第 203 号
令和 6 年 7 月 31 日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 御中

消防庁次長
(公印省略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 78 号。以下「改正省令」という。）及び危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 13 号。以下「改正告示」という。）が本日公布されました。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

1 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準について

以下のとおり定めることとしたこと（改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）（以下「新規則」という。）第 58 条の 15 関係）。

- ・指定講習機関（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 16 条の 4 に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）の指定は、消防法第 13 条の 23 に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者講習」という。）を行おうとする法人の申請により行うこと。
- ・指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること。
- ・総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと。
- ・総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定してはならないこと。
- ・総務大臣は、指定講習機関を指定したとき及び指定講習機関から名称等の変更の届出があったときは、その法人の名称等を公示しなければならないこと。

2 指定講習機関の運営等に関する事項について

講習頻度、指定講習機関の役員等の守秘義務等の指定講習機関の運営等に関する事項について、規定することとしたこと（新規則第 58 条の 15 関係）。

3 製造所等の定期点検の周期の合理化について

製造所等の定期点検及び移動タンク貯蔵所の漏れの定期点検について、常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、点検周期を合理化することができることとしたこと（新規則第 62 条の 4 及び第 62 条の 5 の 4 関係）。

4 その他、所要の改正を行うこととしたこと。

第二 改正告示に関する事項

1 危険物保安講習の実施主体として、総務大臣が指定する市町村長その他の機関を明示したこと（改正告示による改正後の危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和 62 年消防庁告示第 4 号。以下「新告示」という。）第一第一号関係）。

2 危険物保安講習の修了証明の方法として、危険物取扱者免状への記載又は修了証の発行を規定するとともに、修了証の様式を定めたこと（新告示第三関係）。

第三 施行期日に関する事項

改正省令及び改正告示は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、改正告示中、第三第二号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。（改正省令附則第 1 項及び改正告示附則関係）

第四 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に関する事項

新規則第 58 条の 15 第 15 項の規定に基づき、危険物保安講習に係る指定講習機関が保存等する必要がある帳簿について、電磁的記録によることができるようにするため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年総務省令第 38 号）別表第 1 及び別表第 3 について所要の規定の整備を行うこととしたこと（改正省令附則第 2 項）。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：早川、高橋

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534